

# 省エネ法

京都議定書の目標達成と中長期的にも温室効果ガスの排出量削減が求められる中、エネルギー使用量が大幅に増加した業務・家庭部門での対策を強化するため平成20年5月30日に改正省エネルギー法が公布されました。

## 「省エネ法」改正の概要

省エネ法(1979年制定、93年、99年、2001年、2003年、2006年、2009年改定)

### 【09年改正のポイント】

#### 工場・事業場に係る措置

工場を設置して事業を行う者  
事業場(病院、ホテル、学校など)を設置して事業を行う者

- (1) 「工場・事業場」単位から「企業」単位へ
- (2) 特定連鎖化事業者も規制の対象へ
- (3) エネルギー管理指定工場の指定については継続
- (4) 報告書等の提出単位の変更
- (5) エネルギー管理統括者等の創設

#### 住宅・建築物に係る措置

建築時;住宅・建築物の建築主  
既築物の増改築・大規模改修時;住宅・建築物の所有者・管理者

- 平成21年4月1日施行
- (1) 床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上の建築物を第一種特定建築物とし、罰則を強化
  - (2) 登録建築物調査機関による省エネ措置の維持保全状況に係る調査の制度化
  - (3) 住宅事業建築主に対し、住宅の省エネ性能向上を促す措置の導入
  - (4) 建築物の設計・施工業者に対し、省エネ性能の向上および表示に対する国土交通大臣の指導・助言
  - (5) 建築物の販売または賃貸の事業を行う者に対し、省エネ性能の表示による一般消費者への情報提供の努力義務を明示

#### 機械・器具に係る措置

エネルギーを消費する機械器具の製造事業者・輸入事業者

- 平成22年4月1日施行
- (1) 床面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以下の建築物も第二種特定建築物として対象に

#### 輸送に係る措置

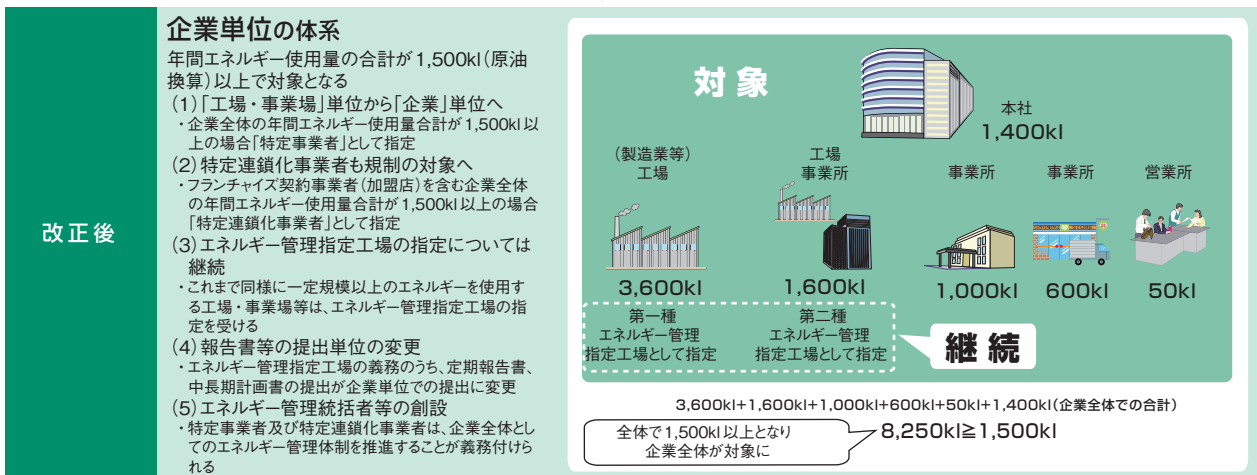
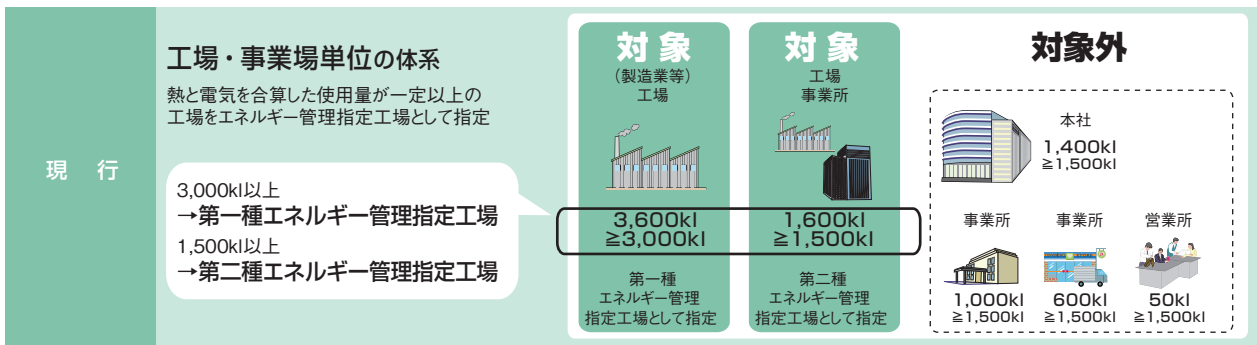
輸送事業者;貨物・旅客の輸送を業として行う者  
荷主;自らの貨物を輸送事業者に輸送させる者

## 省エネ法の改正ポイント

(2009年4月改正、2010年4月施行)

### 1. 工場・事業場に係る措置の改正

■ エネルギー管理の範囲や規模が変わり、対象となる事業者や建築物が拡大されます。



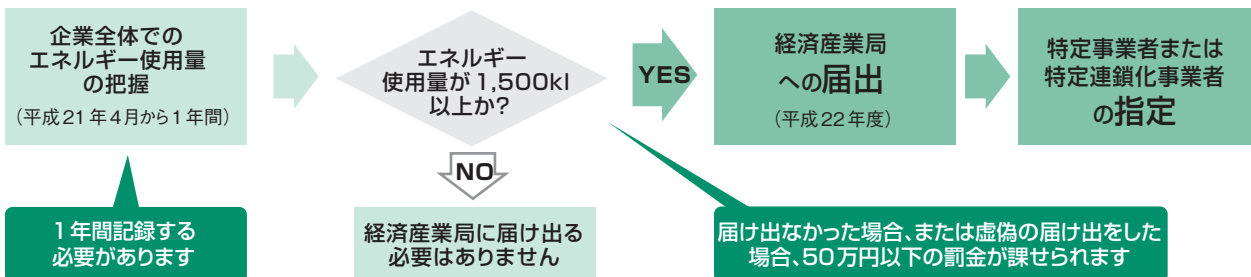
# 省エネ法

## 省エネ法の改正ポイント

(2009年4月改正、2010年4月施行)

### ■企業全体でのエネルギー使用量の把握・記録が必要です

下記フロー図のとおり、企業全体での年間エネルギー使用量(平成21年4月～22年3月まで)を正確に把握し、1,500kI以上であれば「エネルギー使用状況届出書」を平成22年度に所轄の経済産業局へ届けなければなりません。



### ■年間エネルギー使用量が1,500kI以上となる事業者の目安

下表は該当する事業規模の目安になります。立地や施設が提供するサービスの内容により使用量は異なりますので、記録に基づきエネルギー使用量の把握を行い、届出の該当事業者か否かの判断を行って下さい。

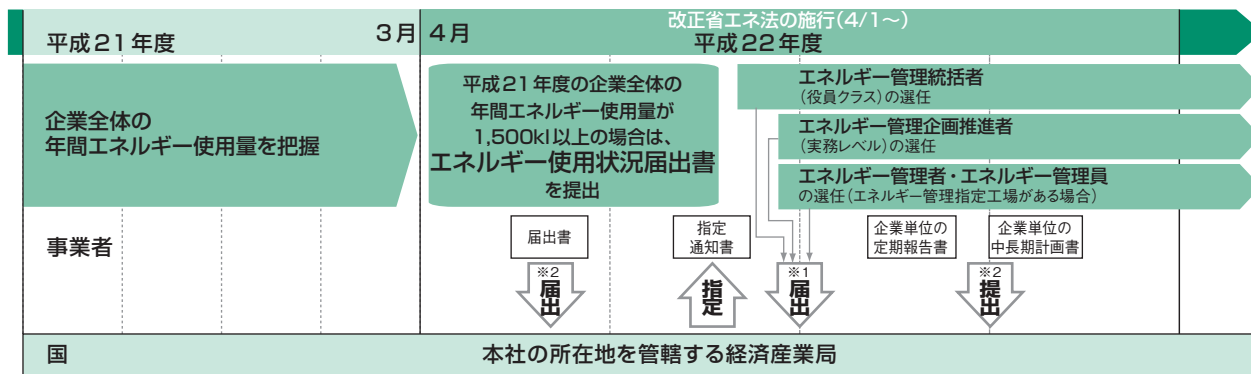
小売店舗	約3万㎡以上	コンビニエンスストア	30～40店舗以上
オフィス・事務所	約600万kWh/年以上	ファーストフード店	25店舗以上
ホテル	客室数300～400規模以上	ファミリーレストラン	15店舗以上
病院	病床数500～600規模以上	フィットネスクラブ	8店舗以上

燃料の発熱量、熱の係数、電気の変換係数に関する具体的な数値、集計用の簡易ツールは下記URLをご参照ください。  
[http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03\\_00.xls](http://www.eccj.or.jp/law06/xls/03_00.xls)

(注) 事業所の所在地や施設の構成(例えば、ホテルの場合リゾートホテルとビジネスホテル、病院では救急病院と療養型病院等)によってエネルギーの使用量は異なります。あくまでも一般的な目安として例示しています。

### ■改正省エネ法対応の主なスケジュール

エネルギー使用量は平成21年4月から1年間記録する必要があります。



※1 具体的な届出時期については、追って公表されます。  
 ※2 定期報告書および中長期計画書については経済産業局の他に、工場・事業場の行う事業の所轄省庁にも提出します。

## 2.住宅・建築物に係る措置の改正

平成21年4月1日施行

- 床面積の合計が2,000㎡以上の建築物を第一種特定建築物とし、罰則を強化  
 新築・増改築及び大規模修繕等の際、省エネ措置が著しく不十分である場合に、所管行政庁は変更指示に従わないものに対し、公表に加え命令(罰則)が追加されました。
- 登録建築物調査機関による省エネ措置の維持保全状況に係る調査の制度化  
 登録建築物調査機関が省エネ措置の維持保全状況が判断基準に適合すると認めた第一種・第二種特定建築物について、維持保全状況の報告を免除できます。調査委員に対しては、登録講習機関が講習を実施します。
- 住宅事業建築主に対し、住宅の省エネ性能向上を促す措置の導入  
 一定戸数以上供給する住宅事業建築主について、特定住宅の性能の向上に係る国土交通大臣の勧告、公表、命令(罰則)が導入されます。
- 建築物の設計・施工業者に対して  
 省エネ性能の向上及び省エネ性能の表示に関し、国土交通大臣に指導、助言の権限が与えられます。
- 建築物の販売または賃貸事業を行うものに対して  
 省エネ性能の表示による、一般消費者への情報提供努力が義務付けられます。

平成22年4月1日施行

- 床面積の合計が2,000㎡以下の建築物も第二種特定建築物として対象に  
 新築・増改築の際、省エネ措置の届出・維持保全状況の報告が義務付けられ、省エネ措置が著しく不十分である場合に勧告を受けます。